

【石原健保が認める直接経費】

- 「○」 直接的経費として認める
- 「△」 条件付きで直接的経費として認める
- 「×」 直接的経費とは認められない

科目	認定可否	備 考
売上原価	○	
給与賃金	×	従業員、又は手伝いの家族に賃金を支払った場合は収入額を問わず被扶養者と認定できません。
外注工賃	△	従業員を直接雇用せず派遣委託している場合で外注工賃に計上されているときは認定できません。
減価償却費	×	
貸倒金	×	
地代家賃	△	「住所」と「事業所在地」が同一の場合用途が明確に区分されている場合認める * 貸店舗などを借用している場合は被扶養者と認定できません
利子割引料	×	
租税公課	×	
荷造運賃	○	
水道光熱費	△	「住所」と「事業所在地」が同一の場合用途が明確に区分されている場合認める
旅費交通費	△	通勤に伴う費用は認めない
通信費	△	「住所」と「事業所在地」が同一の場合用途が明確に区分されている場合認める
広告宣伝費	×	
接待交際費	×	
損害保険料	×	
修繕費	△	「事業用」に限り認める
消耗品費	△	「住所」と「事業所在地」が同一の場合用途が明確に区分されている場合認める
福利厚生費	×	
雑費	×	

* 「専従者給与・専従者控除」、「青色申告特別控除」は認められません。